

2020年6月9日にBIRよりタックスアムネステイ申請期日の延長についての公表が行われています（RMC No.61-2020）。

### 1. 変更の概要

2019年4月にBIRより発表されたタックスアムネステイにおける過去の確定追徴額に関する恩赦について、2020年6月22日までと定められていた申請期日について、COVID-19の影響を加味し、2020年12月31日まで延長が行われました。

### 2. 制度の概要

当該タックスアムネステイの対象となる Delinquencies（滞納）は、確定した税務調査の追徴額について、現在のステージによって一部追徴額の免除を行うものです。また、対象となる全てのステージにおいて、加算税、延滞税は全額免除が行われます。詳細は以下を参照ください。

税務調査の進行状況	恩赦の内容
調査が完了し、FANもしくはFDDAが既に発行されているケース	追徴額本税の40%の支払いで調査完了
法廷で最終決定している税務調査	追徴額本税の50%の支払いで調査完了
司法省（DOJ）による刑事訴訟の係争案件、または税法第275条に基づく脱税およびその他の刑事事件に関する未解決の係争案件	追徴額本税の60%の支払いで調査完了
源泉税について、顧客への支払い時に源泉を行っていたものの、源泉税の納付が漏れていたケース	追徴額本税の100%の支払いで調査完了

### 3. 原文

原文は以下のURLよりご確認ください（BIR Website）。

RMC No.61-2020 :

[https://www.bir.gov.ph/images/bir\\_files/internal\\_communications\\_1/Full%20Text%20RR%202020/Revenue%20Regulations%20No%2011-2020.pdf](https://www.bir.gov.ph/images/bir_files/internal_communications_1/Full%20Text%20RR%202020/Revenue%20Regulations%20No%2011-2020.pdf)

RR No.4-2019 :

[https://www.bir.gov.ph/images/bir\\_files/internal\\_communications\\_1/Full%20Text%20RR%202019/RR%20No.%204-2019.pdf](https://www.bir.gov.ph/images/bir_files/internal_communications_1/Full%20Text%20RR%202019/RR%20No.%204-2019.pdf)

### 4. 適用時期

本規則は公表後即座に適用開始のため、当該ルールは本メールマガジン発行時点で有効です。



# Grant Thornton

An instinct for growth™

## 会社紹介

---

### P&A グラントントン ジャパンデスク (担当：松下、川原田、今枝)

現在約 300 社の日系企業へサービスを提供。現地経営者、フィリピン市場へ進出を検討している日本企業の皆様へより、業務に深く関わったサービスを提供するべく計 3 名の日本人が対応しています。

### P&A グラントントン

1988 年 Benjamin R. Punongbayan と Jose G. Araullo によって設立。現在は、Chairman & CEO である Ma. Victoria Espano が指揮の元フィリピン TOP 4 規模の会計会社として、主にフィリピン企業の顧客を始め、外国企業のフィリピン進出増加と共に、日系企業へのサービスも提供。2020 年現在パートナー 23 名、社員 900 名の体制で構成されており、インターナショナルファームの一つである、Grant Thornton (グラントントン) と提携し、そのノウハウを活かしながら、クオリティの高いサービスを、大手顧客から、ミッドサイズ、外国企業、スタートアップ企業まで幅広い顧客層へ提供しています。

### お問い合わせ：

P&A グラントントンジャパンデスク (松下、川原田、今枝)

Email : [Japan.Desk@ph.gt.com](mailto:Japan.Desk@ph.gt.com)

代表 HP : [www.grantthornton.com.ph](http://www.grantthornton.com.ph)

日本語会計・税務記事 : [www.grantthornton.com.ph/newsroom/japan-desk/](http://www.grantthornton.com.ph/newsroom/japan-desk/)

---

この記事はメールマガジン発行時点の情報を基に執筆されたものであり、内容の正確性については細心の注意を払っておりますが、保証をするものではありません。最新情報及び具体的な相談に関してはお問い合わせください。